第６号様式（第５条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

（あて先）長崎市長

　　　　　建築主事

　　　　　　　　　　　　　　　　　浄化槽設置者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定における緩和措置の適用願い

　次の専用住宅又は他用途との併用住宅に浄化槽を設置するに当たり、その住宅専用部分について「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302-2000)」ただし書による処理対象人員算定の緩和措置の適用を受けたいので、関係書類を添えて提出します。

　また、緩和措置の適用を受けるに当たり、本紙記載事項について遵守することを誓約します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 設置場所 |  |
| ２ | 建築物の工事種別 | 　□新築　□増築　□改築　□なし（既存）　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ３ | 住宅部分の延べ床面積（≦２００㎡） | ㎡ | ※増築又は改築を行う場合は、当該工事後の延べ床面積を記入してください。 |
| ４ | 居住人員（≦５人） | 実居住人員　　　　　　　人将来の見込み　　　　　　人 | ※住民票の写しを添付してください。新築の場合でやむを得ず住民票の写しを添付できない場合は、居住予定者の一覧表を提出してください。 |
| ５ | 使用水量見込み（≦1,000L/戸・日） | 　　　　　　　　　L/戸・日 | ※現世帯の水道使用量等を参考にして、使用水量見込みを記入してください。井戸水を利用する場合等も、可能な限り正確な使用水量見込みを記入してください。 |
| ６ | 各水回りの数（「母屋」と「離れ」がある場合のみ記入） | 母屋 | 風呂 |  | 台所 |  | 便所 |  | ※一つの敷地に「母屋」と「離れ」がある場合は、「離れ」は、風呂、台所、便所のうちいずれかを母屋と共有すること。※増設計画がある場合は、その数を記入してください。※シャワーブースのみの場合も風呂数に計上してください。 |
| 離れ | 風呂 |  | 台所 |  | 便所 |  |
| ７ | ただし書による緩和措置適用前後の処理対象人数 | 適用前 | 人 | 適用後 | 人 |

　　遵守事項

１　自らの責任において、浄化槽の法定検査、保守点検及び清掃を適切に実施します。

２　環境省関係浄化槽法施行規則第１条を遵守します。

３　浄化槽設置後、上記記載内容が適合しなくなった場合、法定検査、保守点検及び清掃を適切に実施しなかったとき、使用に関するする準則を遵守しなかったとき又は法定検査の結果が「不適」と判定された場合には、適切な規格（人槽）の浄化槽へ切替又は交換を含め、行政からの指示等に従い、自らの責任において速やかに改善措置を講じます。

４　浄化槽の管理者を変更する場合、変更後の管理者に対し、当該浄化槽の設置届（写し）を引き渡す等して、責任をもって上記の要件及び条件について遵守義務があることを承継します。